

令和元年度公益活動事業補助金 交付決定内容

(単位:円)

No.	コース	事業分野	団体名	決定	事業名/事業概要(申請書類から転記)	事業費総額	補助金申請額	決定額	交付条件/不交付理由
1	テーマ設定型事業コース	安全・安心なまちづくりに寄与する事業	北海道地域政策調査会	交付	<p>事業名:胆振東部地震に学ぶ学校の「減災教育と災害対応」に関する事業</p> <p>地震国日本において、地震を避けることはできず、また予知も極めて困難である。まだ生々しい胆振東部地震について、学校における実際の防災・減災対応はどのようなものであったか、児童生徒の安全確保のためにどのような苦勞があったか、日ごろの減災教育は役立ったか、防災計画どおりの対応ができたか、また、学校施設や教育活動、避難所運営などについて問題はなかったか、地震と風水害、雪害等の複合災害も考えられるので、さらに改善を図るべき点はないかなどシンポジウム(基調講演、パネルディスカッション)を開催して、関係者の生の声を伺いながら、「実践的、体験的な減災教育、災害対応」について、議論を深め各種災害に備えたい。</p>	517,000	344,000	344,000	<p>北海道地域政策調査会が申請した「胆振東部地震に学ぶ学校の『減災教育と災害対応』に関する事業」は、市が設定したテーマ設定型事業コースの「安全・安心なまちづくりに寄与する事業」に合致した事業であり、補助金を交付して支援すべき事業であると考えます。</p> <p>ただし、事業の実施にあたっては次の点を交付にあたっての条件とし、必ず実施させるべきと考えます。</p> <p>①補助事業が、政治活動としての側面を持つことがないよう、十分に配慮すること。</p> <p>②事業計画の内容について不明確な部分が見受けられることから、事業実施に向けて十分なプランニングを行うこと。</p> <p>③より多くの市民が参加できるよう、PR方法等について十分に検討すること。</p> <p>④補助事業に要する経費区分の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>⑤補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>⑥補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>⑦補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>⑧補助事業の完了により当該補助事業者に、相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の公布の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。</p>